第８号様式（第 27 条関係）

大磯町監査公表第６号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく監査を実施し、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成 24 年７月 20 日

大磯町監査委員　　仲川　元秋
同　　　　　　　　三澤　龍夫

監査結果報告書

１．監査の種類
定期監査（本監査）

２．監査年月日
平成 24 年 7 月 6 日（金）

３．監査対象の課等
下水道課

４．監査の期間、範囲、事務
①平成 23 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による
③その他

５．所掌事務の概要
下水道運営審議会の運営事務、受益者負担金及び下水道使用料の賦課徴収事務、公共下水道整備事業や維持管理事業等工事、河川及び水路の維持管理等に関する事務等を行っている。

６．監査結果概要
平成 23 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

［意　見］
町の財政が厳しいので使用料の値上げは今後も続けざるを得ないだろうが、値上げをする際はくれぐれも慎重を期されたい。また、それに伴い一般会計との間での繰入れ、繰出しも避けられないと思われるので、それに関する規程等を今後整備するべきと考える。
町民の生活環境整備のためにも、今後とも着実に下水道事業を推進されることを期待する。